

平成29年10月25日

▼タイトル

指名競争入札等に係る業者の指名停止について

▼概要

高島市建設工事等指名停止要領に基づき指名停止措置を講じることに決定しましたのでお知らせします。

記

1. 指名停止措置業者 株式会社日本総合コンサルティング 滋賀支店
(滋賀県草津市大路一丁目1番1号)
2. 指名停止の理由 指名停止要領第2条 別表第1 第5項(1)
【契約違反】
平成29年度第692号 高島市職員ストレス
チェック業務委託の契約締結後、契約解除の申し出が
あり契約の解除を行った。
このことが、高島市建設工事等指名停止要領第2
条 別表第1 第5項(1)の規定に該当するため指
名停止措置を行う。
3. 指名停止期間 平成29年10月25日 から
平成30年 1月24日 まで(6ヵ月)

▼問い合わせ先

- 所 属： 総務 部 契約検査 課
- 担 当： 平井
- 電話 番号： 0740(25)8501
- ファックス： 0740(25)8101

高島市建設工事等指名停止要領（抜粋）

第2条 市長は、有資格業者または有資格業者の役員（法人の代表権を有する役員または代表権を有しないその他の役員もしくは支店等の代表権を有する者をいう。）もしくはその使用人（以下「有資格者業者等」という。）が、別表第1および別表第2（以下「別表」という。）に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、別表の措置要件の区分に応じ、同表の指名停止期間の欄に掲げる期間について指名停止を行うものとする。

別表第1

別表第1（第2条関係）

(契約違反)	
5 市発注の工事等の施工に当たり、第3項に掲げる場合のほか、次に掲げる要件に該当し、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。 (1) <u>正当な理由なく契約を履行しないとき。</u> (2) 落札したにもかかわらず、契約を締結しないとき。 (3) 公害防止策および危険防止策が不良のとき、または工程管理、資材管理もしくは労働管理が不良で監督職員が指摘しても改善しないとき。	6月 3月 1月